

みんなで

高齢者の悪質商法被害防止には

みまもるあにまる

関東甲信越ブロック
高齢者悪質商法被害防止
共同キャンペーン



.....土曜日も相談できます.....

高齢者の消費者被害のご相談は

高齢者被害110番

03-3235-3366

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネジャー
等からの通報・問い合わせは

高齢消費者見守りホットライン

03-3235-1334

お近くの消費生活相談窓口
につながります

消費者ホットライン

局番なし188



東京都消費生活総合センター

消費生活に関する東京都の情報サイト

東京くらしWEB

検索



「おかしいな?」と思ったらすぐ

点検商法

「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句で契約を迫られた!

屋根瓦がずれていますねえ。
無料で点検しますよ。



点検だけ
なら…

この間の台風の影響
ですね。このまま放置
すると雨漏りの危険性が
ありますよ。



1 2

火災保険を使えば
無料で修理できますよ。

無料なら
いいか…



3 4

老朽化による部分も
あるので申請された
保険金全額は
下りません。

話が違うわ…!

⚠ 外壁・床下・給湯器などでも無料点検による
トラブルがあります。

疑つて!!

- その場で判断しない。
- 少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。



見逃さないで!!

- 見慣れない工事業者がたびたび出入りしていないか気にかける。
- 「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気付くことも。

押し買い 訪問購入

「不用品の買い取り」のはずが、
強引に貴金属を買い取られた!

指輪や宝石は
ありませんか?



- 売るつもりのない品物の売却を
迫られたら、きっぱりと断る。

⚠ いったん品物を渡してしまうと、
取り戻すのは困難です。

インターネット回線の契約トラブル

「安くなる」はずが、
前より高額になった!

こちらの
プランだと
お安くなり
ますよ!



- 事業者の説明をうのみにせず、
契約内容をしっかり確認する。

⚠ 通信回線契約には、法律上の
クーリング・オフ制度はありません。



●見慣れない契約書・請求書が

相談！悪質商法を見逃さない！

通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった！



1

2

3

4



一 疑って!!

- SNSやネット上の情報や広告を安易に信用しない。
- 購入・返品条件をよく確認する。
- ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショットで保存する。



見逃さないで!!

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届いていないか気にかける。



通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

電話勧誘トラブル

「以前注文した方に特価でご案内」と強く勧められた！



- 不要ならきっぱりと断る。

- 一方的に商品が届いても、受け取りを拒否し、代金は絶対に支払わない。



不
當
請
求
・
架
空

身に覚えのない請求がきた！



- 相手の電話番号に絶対に連絡しない。
- 金銭を要求されても、絶対に支払わない。

東京都消費生活総合センター
架空請求専用電話

03-3235-2400



SMS(ショートメッセージサービス)のほか、はがきや封書を送りつける手口もあります。

ないか、困った様子がないか気にかける。

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

クーリング・オフの手続き手順(ハガキの場合)



1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。



2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。



3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。



4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

※電子媒体(電子メール等)でも同様の文面で通知できます。

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社xxxx 口口営業所 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日

東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など

詳しくは消費生活センターへ

クーリング・オフ期間を過ぎていても、専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階
(日・祝日・年末年始はお休みです。)

消費生活相談

03-3235-1155

受付時間:月~土曜日 午前9時~午後5時

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン

局番なし

188

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。

消費生活センターって
どんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け)、情報提供などをっています。

本人だけでなく、家族やヘルパーなど
周りの人からの通報や問い合わせも受け付けています。